

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八千代市長 服部友則
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	八千代市 (12221)
地域名 (地域内農業集落名)	島田地区 (島田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は新川沿いに田が広がり、地区西側に畑が広がっている。区域外からの耕作者が少なく、長年集落内の人たちによって農地を維持している地区である。畑は露地栽培でそば、人参、ネギ、大根、ほうれん草等を、ハウスではトマトやキュウリを生産している。田では主食用米ほか、飼料用米やさつまいも等を生産している。遊休農地が1%以下で他地区に比べて少ない。耕作者は60歳以上が多く、高齢化や後継者不在による耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑ではそば、人参、ネギ、大根、ほうれん草等の生産を継続し、消費者のニーズに合わせた作物を検討していく。田では主食用米の生産を継続する。離農する経営体の農地を確実に引き継ぎ、耕作放棄地とならないよう、話し合いを継続する。新規就農者を積極的に受け入れ、地域内外から担い手を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

協議の場において、策定することが決定した農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
話し合いを継続し、耕作者の意向を把握しながら、集積、集団化を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
不整形な畑や狭小な畑について、負担の少ない方法で区画拡大を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を積極的に受け入れ、地域内外から担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等に委託可能な農作業を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

なし